

議案第 1 3 号

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町消防団員の費用弁償の額を改定するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例（昭和 5 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 項第 1 号中「1, 9 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「1, 7 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第11条 略 (費用弁償) 第12条 略 2 略 (1)水火災の場合 1回につき <u>2,200円</u> (2)警戒、訓練等の場合 1回につき <u>2,000円</u> 第13条から第15条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第11条 略 (費用弁償) 第12条 略 2 略 (1)水火災の場合 1回につき <u>1,900円</u> (2)警戒、訓練等の場合 1回につき <u>1,700円</u> 第13条から第15条 略</p>